

全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、バイオディーゼル燃料の安全利用に向けた規格の制定、安全かつ適正利用に必要なガイドラインの作成、税制優遇など制度面での利用促進策の検討や技術研究を行うと共に、バイオディーゼル燃料化事業（主に国産原料からバイオディーゼル燃料を製造し、地域において販売又は利用する事業）の円滑な普及発展を図り、もって持続可能な循環型社会の構築と地球温暖化対策に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) バイオディーゼル燃料の安全利用に向けた協議会規格の制定
- (2) バイオディーゼル燃料の安全かつ適正利用に必要なガイドラインの作成
- (3) バイオディーゼル燃料の利用に関する情報、資料の収集
- (4) バイオディーゼル燃料のトラブルの未然防止への対応
- (5) バイオディーゼル燃料化事業の普及啓発活動
- (6) バイオディーゼル燃料化事業関係者の連携協調の充実
- (7) バイオディーゼル燃料化事業に関する施策について政府その他関係機関に提言等を行うこと
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第4条 協議会は、本会の目的に賛同する以下の資格の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 次の条件に該当する者
 - (ア) バイオディーゼル燃料化事業を実施し、又は計画中であって、本会の目的に賛同する団体、法人又は個人とする。
 - (イ) バイオディーゼル燃料化事業に密接な関係があり、本会の目的に賛同し、本会の事業活動を協力・支援しようとする団体、法人又は個人とする。
- (2) 特別会員 バイオディーゼル燃料に係る学識経験者等とする。
- (3) 名誉会員 バイオディーゼル燃料化事業に特別の功績があり、会長の推薦により総会の承認を得た団体、法人又は個人とする。
- (4) 自治体賛助会員 次の条件に該当する者
 - (ア) バイオディーゼル燃料化事業を実施し、又は計画中であって、本会の目的に賛同する地方自治体で、年会費を納入しない者。
 - (イ) バイオディーゼル燃料化事業に密接な関係があり、本会の目的に賛同し、本会の事業活動を協力・支援しようとする地方自治体で、年会費を納入しない者。
- (5) 団体賛助会員 バイオディーゼル燃料の原料収集、燃料化事業、利用等の分野で

相互に関係があり、本会の目的に賛同し、本会の事業活動を協力・支援しようとする団体又は法人とする。

(6) 相談役 バイオディーゼル燃料に係る豊富な経験と知識があり、会長及び幹事会の諮問に応ずる。

2 正会員の協議会への入会は、入会申込書により会長が申し込みを受け、幹事会が推薦し、会長及び幹事会が指名する2名の委員が書面審査によりその可否を決定する。

3 正会員及び団体賛助会員は、年会費を納入しなければならない。なお、年会費は総会の議を経て別に定める。

4 特別会員並びに相談役は、幹事会が推薦し、会長が認めた者とする。

(退 会)

第5条 正会員が退会しようとする場合は、書面をもってその旨を会長に届けなければならない。

(除 名)

第6条 本協議会は、次の各号に該当する会員を幹事会の決定に基づき除名することができる。

(1) 本協議会の事業を妨げ、又は妨げようとした者

(2) 会費の納入を怠った者

(3) 故意又は重大な過失により、本協議会の信用を失わせるような行為をした者

(4) 犯罪その他の信用を失う行為をした者

(役 員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 幹事 7名程度

(4) 監事 2名

2 役員は、総会において、正会員及び特別会員の中から選任する。ただし、会長は、総会において第4条第1項第1号(1)に定める正会員の中から選任しなければならない。幹事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

3 役員の任期は、1期を2年とし、再任は妨げない。なお、役員が任期途中で所属組織内の異動等により任を果たせなくなった場合は、所属内で後任者が決まり次第幹事会に届け、幹事会が承認する。

4 役員は原則として無給とする。ただし、幹事会の議決を経て費用を弁償することができる。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、並びに総会、幹事会当日に会長不在の場合は、あらかじめ会長が指名した順序で会長の職務を代理する。

3 幹事は、協議会の運営に必要な会務を掌理する。

- 4 監事は、会計を監査する。

(総 会)

第9条 総会は、年1回開催し、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 4 総会は、正会員及び特別会員をもって構成し、正会員及び特別会員の現在数の過半数以上の出席で開催し、議事は、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決する。なお、会長の判断により、必要に応じて会員以外のオブザーバーの出席を求めることができる。
- 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員及び特別会員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、その会員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。
- 7 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。また、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。また、自治体賛助会員は傍聴することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、年2回開催し、会長が必要と認めたときは、臨時幹事会を開催することができる。

- 2 幹事会は、会長が招集する。
- 3 幹事会は、協議会の円滑な運営に資するため、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項、第11条に規定された委員会の統括、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。
- 4 幹事会は、会長、副会長、幹事をもって構成し、過半数以上の出席で開催し、出席者の過半数をもって決する。なお、必要に応じて専門委員会委員長にオブザーバー出席を求めることが出来る。
- 5 やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事は、所属する団体が会員の場合は団体内の代理人、もしくは他の役員を代理人に表決を委任することができる。この場合、その幹事は出席したものとみなす。
- 6 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 7 幹事会の議事については、議事録を作成しなければならない。また、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。

(委員会)

第11条 協議会は、その事業活動に当たって、個別事項について検討・取りまとめを行うための専門委員会を設置することができる。

- 2 各委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員会は、幹事会が選定し、会長が指名した委員をもって構成する。なお、委員長

の判断により、必要に応じて会員以外のオブザーバーの出席を求めることができる。

- 4 委員長は、幹事会の付託を受け、担当する委員会の調査検討結果を取りまとめ、幹事会に報告する。
- 5 各委員会は、委員数の過半数以上で開催し、出席した委員の過半数をもって決する。
- 6 各委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 7 各委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。また、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。なお、出席委員が3人以下の委員会は出席者全員が署名及び押印しなければならない。

(運 営)

第12条 協議会の運営は、会費及びその他の収入をもって行う。

- 2 協議会の事業計画並びに報告及びこれに伴う予算並びに決算は、総会の議決を経なければならない。
- 3 この規約は、総会の議を経て変更することができる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解 散)

第14条 協議会は、設立目的を達成したときは、総会の議決を経て解散することができる。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を一般社団法人日本有機資源協会に置く。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務運営上必要な事項は、幹事会において定める。

(附 則)

- 1 この規約は、平成19年3月19日から施行する。
- 2 本協議会の設立当初の会員は、第4条第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本協議会の設立初年度の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成20年3月31日までとする。

(改 正)

- ・平成19年8月6日 第3条(4) 修正。
 - ・平成20年6月12日 第11条1項 一部削除。
 - ・平成24年6月4日 第7条3項、第10条4項及び5項、第11条7項 一部修正。
- 第15条 名称変更。
- ・平成25年6月7日 第7条及び第9条7項に追記。
 - ・令和8年7月14日 第4条に追記及び修正。